

完了検査申請書・工事完了通知書提出時に必要な書類

完了検査申請書・工事完了通知書提出時に必要な書類は下表のとおりです。これらのほか地域により必要な書類が追加されることがあります。追加書類の有無については、申請予定先支店までお問い合わせください。

◇ 建築物

提出書類		備考
①	・完了検査申請書（別記第 19 号様式） ・工事完了通知書（別記第 42 号の 13 様式）	
②	委任状又はその写し	代理人による申請の場合に必要です * 1
③	軽微な変更説明書	直前の確認（中間検査対象工事の場合は直前の中間検査）の後に軽微な変更がある場合は提出してください
④	特定行政庁の規則や細則で指定する各種工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に必要です
⑤	検査特例適用に要する工事写真	以下の時点で撮影した、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真 * 2 ・屋根の小屋組み工事の工事終了時 ・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時 ・基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時 ・その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時
⑥	都市緑地法第 43 条第 1 項による認定書の写し	都市緑地法第 43 条第 1 項の認定を受けた場合に必要です
⑦	直前の確認に要した図書・書類	直前の確認を弊社以外から受けた場合に限り、提出が必要です
⑧	検査チェックシート（監理書類検査）	木造建築物・検査の特例対象建築物は原則不要です（検査の特例対象建築物のうち構造計算の審査検査を要するもの等は提出をお願いします） * 3
⑨	建築設備監理報告書（設備関係）	* 3

省エネ適判を受けたものは下記も追加してください

⑩	省エネ適合性判定に要した図書・書類	省エネ適合性判定を弊社以外で受けた場合に限り、提出が必要です * 4
⑪	省エネ基準工事監理報告書	建設地の特定行政庁が規則・細則により様式を定めている場合は、特定行政庁が定める様式にてご提出ください
⑫	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（および添付図書）	省エネ計画に係る変更が行われた場合、ご提出ください
⑬	軽微変更該当証明申請書	省エネ計画に係る変更がルート C に該当する場合、⑫に加え⑬もご提出ください（事前に交付を受ける必要があります）

設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価又は長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認（以下、設計住宅性能評価等）を受けることにより省エネ適判を省略した場合は下記も追加してください	
⑭	設計住宅性能評価等に要した図書・書類 設計住宅性能評価等を弊社以外で受けた場合に限り、提出が必要です
⑮	省エネ基準工事監理報告書 建設地の特定行政庁が規則・細則により様式を定めている場合は、特定行政庁が定める様式にてご提出ください
⑯	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（および添付図書） 省エネ計画に係る変更が行われた場合、ご提出ください
⑰	検査報告書又はその写し 建設住宅性能評価を受けている場合、ご提出ください

- * 1：確認申請・計画通知時に一括して委任を受けている場合はその写しをご提出ください。
- * 2：特定工程検査対象工事の場合は、直前の特定工程検査後に行われた工事に係る部分の写真が対象です。
- * 3：弊社が定める書類。工事監理状況の確認書類として提出をお願いします。
- * 4：大臣認定、性能向上計画認定、低炭素認定を受けた場合は、各認定に要した図書・書類等

◇ 建築設備(昇降機を含む)・工作物

提出書類		備考
①	・完了検査申請書（別記第 19 号様式） ・工事完了通知書（別記第 42 号の 13 様式）	
②	委任状又はその写し	代理人による申請の場合に必要です * 1
③	軽微な変更説明書	直前の確認（中間検査対象工事の場合は直前の中間検査）の後に軽微な変更がある場合は提出してください
④	特定行政庁の規則や細則で指定する各種工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に必要です
⑤	直前の確認に要した図書	直前の確認を弊社以外から受けた場合に限り、提出が必要です

- * 1：確認申請・計画通知時に一括して委任を受けている場合はその写しをご提出ください。

以上